

IX 財務

1. 財務運営

(1) 中・長期の財務計画

設置校及び学部毎の独立採算を基本とする財政の自立が求められている中、帰属収入の大きな比重を占める学生・生徒納付金収入、その基となる将来の学生・生徒数を予測した場合、決して楽観視できない状況にあることを認識しなくてはならない。収支の適正なバランスを保持するためと将来の発展的投資に備えた一定額の収支差額の確保が必要となることから、支出額の大部分である人件費の適正化を目標値とした中長期計画を平成 15 年度第 8 回理事会で決定した。しかしながら、新学科、新専修の設置等による教員数の定員化の遅れと教育活動重視という現実の中で、計画通りの人件費総額とはなっていないのが実情である。今後は、一定の学生・生徒数の確保を維持するとともに適正規模の人件費総額となるよう努力することが必要である。

(2) 予算決定にいたる過程、手続

本学の予算は、業務区分毎の年度計画に基づき各事業を所管する部署で予算策定し、これを積み上げ集計した後、学園経営上の判断により調整を加え、運営会議の承認を得たうえで、最終的には理事会及び評議員会の承認を得て成立する。予算の集計及び運営会議への付議などは、事務局(財務室)が中心となって行っている。予算の作成は前年度の実績等を勘案して、当該年度の事業計画に基づきそれぞれの業務区分毎に行われている。それは最終的には事務局で集計され、経営上の判断が加えられるなどの一部調整はあるものの、現場の意向による予算要求額を基に積算しているので関係部署との統制はとれている。

(3) 予算執行手続き等

決定した予算は、業務区分ごとに取りまとめ責任者へ書面で通知され、責任者を通じて関係部署へ通知されている。予算の執行に当たっては、予算化されているすべての案件について各部署が予算執行伺書を作成し、これによって承認手続きを行うこととなっている。その決裁は 10 万円までは財務担当部長、50 万円までは事務局長、それを超えるものは理事長が決裁することとなっている。予算執行状況の管理は業務区分毎の勘定科目別に財務室を中心に行っているが、この予算の執行状況は各部署でもウェブ上で閲覧できるようにしている。予算の遵守については、予算超過など予算外の事項が発生した場合には規定によってすべて事前に書面で理事長の承認を得なければならないこととなっており、予算遵守の意識は定着していると言える。このように予算執行の管理は厳密に行われており遺漏はない。

1. 財務関係規程類は以下の通りである。

- ・学校法人作陽学園経理規則(参考資料 31)
- ・学校法人作陽学園資金運用委員会規程
- ・資金運用に関する細則(参考資料 32)
- ・学校法人作陽学園予算規則

- ・予算外支出の運用基準に係る細則
- ・経理規則取扱要領
- ・固定資産の減価償却における耐用年数に関する基準(参考資料 34)
- ・学校法人作陽学園委託徴収金取扱規程
- ・金銭取扱規程

(4) 監事の監査と公認会計士の監査

1. 監事の監査状況

【平成 15 年度】

- | | | |
|---|----------|------------|
| 4月22日(火) | 第1回 理事会 | 出席監事:大濱、下村 |
| 理事会に出席し、理事の業務執行状況を監査。 | | |
| 5月22日(木) | 監事期末監査 | 出席監事:大濱、下村 |
| 平成14年度決算について、理事長から提出された計算書類等に基づき監査を行なった。 総評:経理(財務)関係、組織(管理)関係とも、適正である。 | | |
| 5月27日(火) | 第2回 理事会 | 出席監事:下村 |
| 理事会に出席し、理事の業務執行状況を監査。平成14年度決算に係る期末監査報告。 | | |
| 6月24日(火) | 第3回 理事会 | 出席監事:大濱、下村 |
| 以下のとおり毎回理事会に出席し、理事の業務執行状況を監査。 | | |
| 7月22日(火) | 第4回 理事会 | 出席監事:大濱、下村 |
| 9月30日(火) | 第5回 理事会 | 出席監事:大濱、下村 |
| 10月28日(火) | 第6回 理事会 | 出席監事:大濱、下村 |
| 11月25日(火) | 第7回 理事会 | 出席監事:大濱、下村 |
| 12月16日(火) | 第8回 理事会 | 出席監事:大濱、下村 |
| 1月27日(火) | 第9回 理事会 | 出席監事:大濱、下村 |
| 2月24日(火) | 第10回 理事会 | 出席監事:大濱、下村 |
| 3月23日(火) | 第11回 理事会 | 出席監事:下村 |

【平成 16 年度】

- | | | |
|---|---------|------------|
| 4月20日(火) | 第1回 理事会 | 出席監事:大濱、下村 |
| 理事会に出席し、理事の業務執行状況を監査。 | | |
| 5月18日(火) | 監事期末監査 | 出席監事:大濱、下村 |
| 平成15年度決算について、理事長から提出された計算書類等に基づき監査を行なった。 総評:経理(財務)関係、組織(管理)関係とも、適正である。 | | |
| 5月25日(火) | 第2回 理事会 | 出席監事:大濱、下村 |
| 理事会に出席し、理事の業務執行状況を監査。平成15年度決算に係る期末監査報告。 | | |
| 6月29日(火) | 第3回 理事会 | 出席監事:大濱、下村 |
| 以下のとおり毎回理事会に出席し、理事の業務執行状況を監査。 | | |
| 7月27日(火) | 第4回 理事会 | 出席監事:大濱、下村 |
| 9月28日(火) | 第5回 理事会 | 出席監事:大濱、下村 |
| 10月26日(火) | 第6回 理事会 | 出席監事:大濱、下村 |

| | | |
|-----------|----------|------------|
| 11月30日(火) | 第7回 理事会 | 出席監事:大濱 |
| 12月21日(火) | 第8回 理事会 | 出席監事:大濱、下村 |
| 1月25日(火) | 第9回 理事会 | 出席監事:大濱 |
| 2月22日(火) | 第10回 理事会 | 出席監事:大濱、下村 |
| 3月29日(火) | 第11回 理事会 | 出席監事:大濱、下村 |

【平成17年度】

4月26日(火) 第1回 理事会 出席監事:大濱、下村

理事会に出席し、理事の業務執行状況を監査。

5月19日(水) 監事期末監査 出席監事:大濱、下村

平成16年度決算について、理事長から提出された計算書類等に基づき監査を行なった。
総評:経理(財務)関係、組織(管理)関係とも、適正である。

5月24日(火) 第2回 理事会 出席監事:大濱、下村

理事会に出席し、理事の業務執行状況を監査。平成16年度決算に係る期末監査報告。

6月28日(火) 第3回 理事会 出席監事:大濱、下村

以下のとおり毎回理事会に出席し、理事の業務執行状況を監査。

7月26日(火) 第4回 理事会 出席監事:大濱、下村

9月27日(火) 第5回 理事会 出席監事:大濱、下村

10月25日(火) 第6回 理事会 出席監事:大濱、下村

11月29日(火) 第7回 理事会 出席監事:大濱

12月20日(火) 第8回 理事会 出席監事:大濱、下村

1月24日(火) 第9回 理事会 出席監事:大濱

2月28日(火) 第10回 理事会 出席監事:大濱

3月28日(火) 第11回 理事会 出席監事:大濱、下村

2. 公認会計士の監査状況

【平成15年度】

4月1日(火) 実査

5月1日(木) 平成14年度決算期末監査

5月6日(火) //

5月7日(水) //

5月9日(金) //

12月1日(月) 平成15年度中間期監査

12月2日(火) //

12月4日(木) //

【平成16年度】

4月1日(木) 実査

5月6日(木) 平成15年度決算期末監査

5月7日(金) //

5月11日(火) //
5月13日(木) //
5月17日(月) 平成15年度監査総評
12月1日(水) 平成16年度中間期監査
12月2日(木) //
12月3日(金) //
12月6日(月) //

【平成17年度】

4月1日(金) 実査
5月9日(月) 平成16年度決算期末監査
5月10日(火) 平成16年度決算期末監査
5月11日(水) //
5月16日(月) //
12月2日(金) 平成17年度中間期監査
12月5日(月) //
12月6日(火) //
12月20日(火) 平成17年度中間期監査と監事との意見交換

3. 公認会計士の監査と監事との連携

公認会計士の監査は主に計算書類(資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表)と、それらに関連する証票類について行われるが、これにあたっては一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠し、通常実施すべき監査手続及び公認会計士が必要と認めた監査手続きによって実施される。したがっていわゆる会計監査が中心である。

これに対し監事による監査は、財産の状況に関する監査に加え、いわゆる業務監査が行われている。このために監事はほぼ毎月の理事会にも出席し、理事等から報告を受け、理事に対して意見を述べることとしている。

なお、監事による監査報告書は公認会計士にも開示され、公認会計士の監査講評時には監事にも同席を願い、問題点等があれば報告をする等の連携を図っている。

(5) 財務の公開

1. ディスクローチャーの現状

本学園では毎年、資金収支計算書、消費収支計算書および貸借対照表を公表している。公表は半期ごとに発行している『作陽学園報』に掲載することによって行う。その発行部数は24,000部で、在学生の保護者、卒業生、教職員(専任教職員および非常勤教職員)など本学関係者を中心に配付している。また関係者から要望があれば計算書類の閲覧にも応諾することとしている。

2. ディスクローチャーの長所と問題点

主要科目だけにとどまるものの収支の状況と貸借対照表の概要を『作陽学園報』に掲載

しお知らせしている。ただ表記の方法など学校法人会計基準に準拠しているため、一般の読者には解かりにくいのではないかと懸念される。

3. ディスクローチャーの将来の改善へ向けての対策

私立学校法の改正により、単に財務的な数字の開示にとどまらず、経営方針や経営の現状なども含め、一般の理解を求める努力をしていかなければならないと考えている。前項で述べた表記の方法或いは公表の方法等について改善していく所存である。また、インターネットを利用した公表を検討している。

(6) 資金等の保有と運用

本学園が定める資金運用に係る細則に従って資金運用が行われている。具体的な運用は運用委員会の承諾を経て、理事長の決裁を得て行われるが、運用の対象としては高安全性で且つ市場性が高いものを選別し、元本の為替リスクは排除するなど、安全性と確実性を最優先とする細則の基本方針が堅持されているため、健全性に懸念はない。

(7) 寄付金と学校債の募集

寄付金と学校債の募集は行っていない。

2. 財務体質の健全性と教育研究経費

(1) 収支計算書の概要

添付資料 7 の【表 IX-1 過去 3 ヶ年の収支計算書の概要】並びに添付資料 9 の【表 IX-4 平成 15 年度～平成 17 年度 財務比率】を参照。

1. 資金繰りの状況

資産運用支出は資金運用の多様化のための有価証券投資を行ったものである。このため平成 17 年度末の次年度繰越支払資金が減少しているが、有価証券投資は上記本章 1.(6)に述べたとおり安全性および市場流通性において懸念のない銘柄に特定して行っているため、実質的には増加基調を保っていると言うことができ、資金繰りに懸念はない。

2. 収支の状況

過去 3 ヶ年いずれの年度の帰属収支差額も支出超過となっている。学科の性格上音楽学部との連携を密にすることにより教育効果を上げていることから、教員の兼任及び教具・備品の共用という二つの面において関連性が極めて高く、不可分な要素が強いため、管理会計により、人件費及び経費を音楽学部と合算して見た場合は、いずれも収入超過となる。

3. 人件費比率と人件費依存率

人件費比率および人件費依存率のいずれも若干高いレベルにあるのは、次の二つの理由によるものである。まず一つ目は本学園の学部・学科構成が音楽系を大きな柱としていること、次に短大家政学科、幼児教育学科、情報処理科の改組転換による教職員を、原則として全員他の部門に割り振ることとしてきたことが二つ目の要因として考えられるが、

これは徐々に解消しつつある。しかし、平成 17 年度においては学園の人件費比率及び人件費依存率とも前年比で改善が見られ、先に決定した人件費適正化計画に則り全国平均値に近づけるよう努めているところである。

4. 管理経費比率

管理経費比率が高いのは本学園の建築物が比較的新しいため減価償却費が大きいことが起因しているが、平成 17 年度においては改善が見られる。

(2) 貸借対照表の概要

添付資料 8 の【表 IX-2 平成 17 年度末の貸借対照表概要】並びに添付資料 9 の【表 IX-4 平成 15 年度～平成 17 年度 財務比率】を参照。

1. 貸借対照表の状況

本学園が教育研究を継続していくためには財政基盤が確立していなければならないことは言うまでもない。当学園の資産・負債の状況は、添付【表 IX-2 平成 17 年度末の貸借対照表概要】の通りである。

2. 自己資金の充実度

自己資金構成比率はいずれの年度においても 90%超となっていることから、自己資本の充実度が高いことを示しており財政的には安定しているといえる。

3. 長期資金の固定化状況

固定比率がいずれの年度も 100%を超えているのは平成 13 年度から長期有価証券による運用を開始し、これが固定資産に計上されていることによるものであるが、本学園の有価証券はいずれも安全性が高く市場性も高いものが選別されているため資金調達の健全性については問題ない。

4. 資産構成の状況

固定資産構成比率が比較的高くなっており、資産が固定化されている状況を示している。その理由のひとつは平成 13 年度から開始した有価証券投資によるもので、これについては前項 3. で述べた通りである。もうひとつの理由は、平成 8 年度からの移転事業に伴う建築物が新築されたことと平成 9 年から平成 14 年にかけて行なわれた学科新設などに伴う増築によるものである。

5. 資産蓄積

前述した有価証券投資を勘案すれば、本学園の比率は健全とされるレベルに概ね収まっている。本学園が借入を行わず、堅実な財政を維持してきたことがその背景となっている。

6. 負債の割合

負債の割合は極めて低く、健全な財政状況であることを示している。これは本学園が原則として運転資金や設備資金のための借入を行わず、負債は経常的な前受金や未払金、退

職給与引当金などに限られていることの結果である。

7. 資産・負債に関する長所と問題点

貸借対照表から判断される財務体質には、大きな問題は見当たらない。特に原則として外部からの借入を行っていないため、自己資本の充実度、資産構成、資産蓄積、負債の割合のいずれにおいても健全な財務体質であることを示している。固定資産の構成比率が高いことも、固定資産の中に有価証券運用が含まれることと建物・施設が新しいことが主因であり、有価証券運用を除いた実質的な固定比率および固定長期適合率はいずれも健全な範囲内であることを勘案すれば、健全性に問題はない。

8. 資産・負債に関する将来の改善へ向けての対策

この健全な財務体質を維持し、財政基盤を更に堅固なものにするためにも、経常的な収支の健全化が肝要であり、今後の課題となる。この点については本章 2.(1)で詳述したところである。

(3) 財産目録及び計算書類

参考資料として準備している。

(4) 過去3ヶ年の教育研究経費比

添付資料9の【表 IX-3 過去3ヶ年の教育研究経費比率】を参照。

教育研究経費比率については若干低めで推移しているところであるが、帰属収入の増減に直接影響し、年度によって大幅に変動する退職金関連の収入を除外した場合、平成15年度、平成16年度の同比率は22.7%、23.7%となる。平成17年度においては26.7%と改善してきている。

3. 施設設備の管理

(1) 財務関係・施設設備関係規程類

本学園では財務関係及び施設関係で以下の規程類を定め、これらに従って業務を遂行している。

1. 財務関係規程類

- ・学校法人作陽学園経理規則(参考資料 31)
- ・学校法人作陽学園資金運用委員会規程
- ・資金運用に関する細則(参考資料 32)
- ・学校法人作陽学園予算規則
- ・予算外支出の運用基準に係る細則
- ・経理規則取扱要領
- ・固定資産の減価償却における耐用年数に関する基準(参考資料 34)
- ・学校法人作陽学園委託徴収金取扱規程
- ・金銭取扱規程

2. 施設設備関係規程類

- ・作陽学園諸施設管理運用規程(参考資料 38)
- ・作陽学園諸施設管理実施細則
- ・学校法人作陽学園固定資産取得管理規程(参考資料 33)
- ・学校法人作陽学園機器備品等購入管理規程(参考資料 35)
- ・学校法人作陽学園楽器取得管理規程(参考資料 36)
- ・学校法人作陽学園楽器管理運用細則(参考資料 37)
- ・音楽交流センター管理運用細則
- ・藤花楽堂管理運用細則

(2) 火災等の災害対策等、危機管理対策についての現状

1. 火災等の災害対策

1号館から11号館のすべての建物に、消火器、屋内消火栓、自動火災報知設備(防火扉と連動)、非常放送設備を備えている。1号館地階には自家発電装置を設置し、商用電源が断たれた時には防災用としての保安電力を確保している。さらに1号館(1ヶ所)、5号館(2ヶ所)、10号館(1ヶ所)に避難器具を、10号館にはスプリンクラー設備を、消火栓用連結送水口は1号館南屋外、6号館南屋外に、スプリンクラー用連結送水口は10号館西屋外の法面に備えている。又、1号館地階の中央監視室に自動火災報知設備の受信機を、1号館から11号館の各建物には副受信機を備え、通常時間帯は専任の技術員が常駐し、それ以外の時間帯については外部委託業者の係員により常時監視体制をとり、万一の災害発生に備えている。

2. 防犯対策

正門及び西門は原則として21時には施錠を行い外部者の不法侵入を防止している。又、1号館、2号館、4号館、5号館、6号館の玄関扉には自動施錠装置を設置し、さらに5号館、6号館の出入口にはセンサーを取り付け、夜間の不法侵入に対処している。市道に面している11号館と学生練習棟の4号館には、さすまたを設置し外部侵入者に対処するとともに独自に監視装置を設置することで防犯対策としている。

3. 学生、教職員の避難訓練等の対策

学生・教職員を対象に平成16年11月に地元消防署の協力を得て、キャンパス内の非常通報、119番通報、避難訓練、消火器による消火訓練を行った。このような訓練を通して学生・教職員の防災に関する意識の向上を促すとともに、万一の火災等に適切な対応がとれるようにするため実施している。平成18年度においても同様の訓練を実施する予定である。また救命機器である自動体外式除細動器の購入に伴い、関係教職員が操作訓練を行って緊急事態に対処することとしている。

4. コンピュータのセキュリティ対策

本学園では情報システム委員会を設置し、外部接続環境並びに学内ネットワーク環境を

整備運用しているが、外部接続環境については、ファイアーウォールを設置し外部からの不正侵入を防ぎ、学内ネットワークについては、個々のパソコンでのパスワードによる起動設定、ウィルスソフトの導入を行っている。しかし、特に学内ネットワークの安全性強化のため、平成 17 年度から総合的には外部の業者と業務委託契約を締結し、ネットワーク管理等を委託しセキュリティ対策を講じつつある。

5. 省エネ及び地球環境保全対策

可能な限り自然光を利用し、こまめな管理を行うことによる照明費の節約、一定の冷暖房温度を設定することによる空調電力の節約を行っている。また、防火用水を兼ねる大池の補給水はできるだけ雨水を利用する等の対策を施し、エネルギーの節減に努めている。又、地球環境保全については、ダイオキシン等の大気汚染物質を発生させないため焼却を一切禁止している。